

◆◆◇◆◆ 第562回 薬事情報センター定例研修会 ◆◆◇◆◆

2025年1月11日

薬事情報センターだより 資料2 研修会概要、研修関連資料等 → <https://www.hiroyaku.jp/di/training/2948/>

2. 医療事故防止のための情報

- ◆ 薬局ヒヤリ・ハット情報事例報告（広島県薬剤師会） ……p 53 【薬事情報センター】
 - ・事例報告7【事例】 副作用履歴から、再処方の際の副作用を予測
 - ・事例報告8【事例】 クレアチニン値から腎機能の低下を把握し、イグザレルトの減量を提案
 - ・事例報告9【事例】 アトルバスタチンの血糖上昇作用を考慮し、他のスタチンへ変更を提案
 - ・事例報告10【事例】 軟膏の混合比率、用法に関して疑義照会を行った結果、処方変更となった。
 - ・事例報告11【事例】 ラツェグ錠の重複処方を発見し、最大投与量を超えた処方を事前に回避した
(（公社）広島県薬剤師会「モバイルDI室」事業 2023.11～開始、県薬会誌、【会員専用ページ】) <https://www.hiroyaku.jp/di/files/>

- ◆ 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例 ……p 64 【(公財)日本医療機能評価機構】
 - ・2024年No.11 <http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>
https://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/sharing_case_2024_11.pdf
 - ・2024年No.12 https://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/sharing_case_2024_12.pdf

3. 今月のトピックス

- ◆ “新しく”、“正しい”医薬品等情報の入手と提供（第32回） ……p 70 【薬事情報センター】
 - 『うっかりドーピング』から、アスリートを守る
～情報入手、情報発信について～
 - (県薬会誌 薬事情報センターのページ)
・薬事情報センターのページ 【会員専用ページ】 <https://www.hiroyaku.jp/di/files/letter/>

- ◆ 『飲んでる薬 大丈夫?』～アンチ・ドーピングホットラインの回答例～ ……p 76 【薬事情報センター】
 - (県薬会誌 お薬相談電話 事例集 No.151)
・お薬相談電話事例集 【会員専用ページ】 <https://www.hiroyaku.jp/di/files/case/>



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年
No.11
事例1



今回は独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 (PMDA) との共同企画です。

調剤

名称類似薬の入力間違い (一般名同士)



事例

【事例の詳細】

患者に【般】クロルマジノン酢酸エステル錠25mgが処方された。処方箋を応需した薬局のスタッフが、レセプトコンピュータに誤ってクロルプロマジン塩酸塩錠25mgと入力した。薬剤師が薬剤を取りそろえる際、薬剤名の入力間違いに気付いた。

【背景・要因】

当薬局では、処方内容をレセプトコンピュータに入力する際は、薬剤の規格と一般的名称もしくはブランド名の読み仮名3文字程度を入力して薬剤を検索している。今回は「25 クロル」と入力して検索したところ、クロルマジノン酢酸エステル錠25mgとクロルプロマジン塩酸塩錠25mgが表示された。入力を担当したスタッフは誤ってクロルプロマジン塩酸塩錠25mgを選択した。

【薬局から報告された改善策】

レセプトコンピュータに薬剤名を入力する際は、読み仮名の4文字以上を入力して検索する。クロルマジノン酢酸エステル錠25mgとクロルプロマジン塩酸塩錠25mgは、規格も同じであり、間違えやすい組み合わせとして薬局のスタッフに周知する。



その他の情報

一般名処方の標準的な記載	【般】 クロルマジノン酢酸エステル錠 25mg	【般】 クロルプロマジン塩酸塩錠 25mg
薬効分類	前立腺肥大症・癌治療薬	精神神経安定薬

(2024年8月15日現在)



事例のポイント

- 一般名が「クロル」で始まる薬剤を前方一致検索した際、表示される可能性のある薬剤は、本事例のクロルマジノン酢酸エステル、クロルプロマジン塩酸塩のほかに、クロルジアゼポキシド、クロルフェニラミンマレイン酸塩、クロルフェネシンカルバミン酸エステル、クロルプロマジンフェノールフタリン酸塩などがある。一般名が「クロル」で始まる薬剤は入力間違いや取り違えが起こりやすい薬剤として薬局のスタッフに周知し、注意を促す必要がある。
- 薬剤の検索に使用する文字数を増やすことは、候補を絞り込むために有用であるが、表示された薬剤群から薬剤を正しく選択するには、薬剤名のすべての文字を見て確認する必要がある。

「PMDA医療安全情報No.51改訂版 2024年11月 名称類似による薬剤取り違えについて (その1) ~一般名類似~」も参照してください。

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medical-safety-info/0001.html>



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話: 03-5217-0281 (直通) FAX: 03-5217-0253 (直通)
<https://www.yakkyoku-hiyari.jqhc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年
No.11
事例2

jq 公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

pmda 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

今回は独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 (PMDA) との共同企画です。

調剤

名称類似薬の取り違え (ブランド名同士)



事例

【事例の詳細】

患者にラスビック錠75mg 1回1錠1日1回が処方された。処方箋を応需した薬剤師は誤ってブラビックス錠75mgを調製した。鑑査した薬剤師が薬剤の取り違えに気付き、ラスビック錠75mgを正しく調製して患者に交付した。

【背景・要因】

ラスビック錠75mgとブラビックス錠75mgは、名称が類似しているほかに、規格や用法も同じである。ラスビック錠75mgは当薬局では調剤する頻度が低く、調製者は調剤する頻度が高いブラビックス錠75mgと読み違えた。

【薬局から報告された改善策】

名称が類似している薬剤がある場合は、薬剤棚に「名称類似薬あり」のラベルを貼り、注意喚起する。



その他の情報

販売名	ラスビック錠75mg	ブラビックス錠75mg
薬効分類	ニューキノロン系抗菌薬	抗血小板薬
用法及び用量	通常、成人には、ラスクフロキサシンとして1回75mgを1日1回経口投与する。	通常、成人には、クロピドグレルとして75mgを1日1回経口投与する。

(2024年8月15日現在)



事例のポイント

- 薬剤名の頭文字が一致していなくても、名称に同じ文字列を含む薬剤は、視覚的・音韻的な類似性から、思い込みによる取り違えの可能性がある。名称が類似しているだけでなく、規格や用法・用量が同じである薬剤には、特に注意が必要である。
- 製薬企業や独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) から、取り違えの可能性がある薬剤の組み合わせとして注意喚起されている薬剤については、自局で調剤する頻度が低い薬剤であっても、「名称類似薬あり」などの掲示を行い、薬剤取り違え防止のための対策を行うことが有用である。

「PMDA医療安全情報No.69 2024年11月 名称類似による薬剤取り違えについて (その2)
～一般名とブランド名類似、ブランド名類似～」も参照してください。

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medical-safety-info/0001.html>



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281 (直通) FAX：03-5217-0253 (直通)
<https://www.yakkyoku-hiyari.jqhc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年
No.11
事例3

jq 公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

pmda 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

今回は独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）との共同企画です。

疑義照会・処方医への情報提供

名称類似薬の処方間違い（一般名とブランド名）



事例

【事例の詳細】

以前から患者に処方されていたカンデサルタン錠4mgが、今回はカルデナリン錠2mgに変更になった。薬剤師が患者から聴取したところ、血圧が下がっているので薬剤を減量する、と処方医より説明を受けていたことがわかった。処方された薬剤名の間違いを疑い、薬剤師が処方医に疑義照会を行ったところ、【般】カンデサルタン錠2mgの処方間違いであることが判明した。

【推定される要因】

一般的名称の「カンデサルタン」とブランド名の「カルデナリン」の文字列が類似していることから、処方医が間違えたと思われる。

【薬局での取り組み】

処方内容が変更になった際は、患者から変更の理由について聴き取りを行い、変更された処方内容に疑義があれば処方医に確認を行う。



その他の情報

販売名	プロブレス錠2	カルデナリン錠2mg
一般名処方の標準的な記載	【般】カンデサルタン錠2mg	【般】ドキサゾシンメシル酸塩錠2mg
薬効分類	持続性アンジオテンシンII受容体拮抗薬	α_1 受容体遮断薬

(2024年8月15日現在)



事例のポイント

- 本事業には、薬剤の一般的名称が他の薬剤のブランド名に類似していたため、医師が薬剤を誤って処方した事例が複数報告されている。
- 薬剤が変更になった際には、薬剤服用歴やお薬手帳、退院時の診療情報提供書、患者から聴取した情報などと処方された薬剤を照合し、処方間違いの可能性があれば、処方医に確認を行うことが重要である。

「PMDA医療安全情報No.69 2024年11月 名称類似による薬剤取り違えについて（その2）
～一般名とブランド名類似、ブランド名類似～」も参照してください。

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medical-safety-info/0001.html>



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年
No.12
事例1

調剤

一包化調剤の間違い



事例

【事例の詳細】

薬剤師は、患者Xにグリメピリド錠1mg「トーフ」を含む4種類の薬剤30日分を一包化調剤し、交付した。その後、別の薬剤師が患者Yの薬剤を一包化調剤した際、患者Yには処方されていないグリメピリド錠1mg「トーフ」が1錠混入していることに気付いた。混入したグリメピリド錠1mg「トーフ」は、患者Yの前に一包化調剤を行った患者Xの薬剤である可能性があった。患者X宅を訪問して薬剤を回収し確認したところ、グリメピリド錠1mg「トーフ」が入っていない薬包を発見した。正しく分包した薬剤を患者Xに渡した。

【背景・要因】

調製者と鑑査者は、分包された薬剤を1包ずつ確認したが、グリメピリド錠1mg「トーフ」が入っていない薬包があることに気付かなかった。薬局は混雑しており、調製者、鑑査者ともに焦っていた。以前にも、グリメピリド錠1mg「トーフ」が分包機内に残っていたことがあり、今回も、静電気などにより分包機の内部に残った可能性がある。

【薬局から報告された改善策】

一包化調剤する際、調製者および鑑査者は見落としがないよう分包した薬剤を一包ずつ確認する。当薬局の分包機は、内部にグリメピリド錠1mg「トーフ」が残りやすいことを認識する。



事例の ポイント

- 一包化調剤の間違いは、本事例のように複数の患者に影響を与える可能性がある。正しい薬剤が過不足なく分包されているかを確認することは、間違いの連鎖を防ぐうえで重要である。
- 一包化調剤を行う際は、分包されるはずの薬剤が分包機内に残る可能性を常に考慮し、分包作業の前後に分包機の内部に薬剤が残っていないか確認することが重要である。特に分包機に残りやすい薬剤がある場合は、一覧表にまとめて薬局のスタッフに周知し、調製や鑑査の際により一層注意する必要がある。
- 機器の不具合による誤調剤が起きた際は、発生した状況を機器メーカーに報告し、必要な対応や予防対策を行うことが重要である。機器メーカーによるメンテナンスを受けることも検討する。
- 一包化調剤を行う際は、分包した薬剤の刻印や錠数を一包ずつ確認することが基本である。PTPシートなどの計数調剤に比べ確認作業が煩雑で時間がかかるため、薬剤の調製から交付までに時間がかかることを患者に伝え、調製者や鑑査者が分包した薬剤を確認する時間を十分確保することが望ましい。
- 分包機の構造や特徴、操作方法、分包した薬剤の確認手順、薬局の湿度管理などの環境整備、機器のメンテナンスなどについて手順書を作成し、随時見直しを加えながら周知・遵守することが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jqhc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年
No.12
事例2

疑義照会・処方医への情報提供

副作用の発現



事例

【事例の詳細】

患者は医療機関Aを受診して带状疱疹と診断され、バラシクロビルが処方された。薬局の薬剤師が患者のお薬手帳を確認したところ、医療機関Bからオルミエント錠4mgが処方され、服用していることがわかった。オルミエント錠の添付文書には、ヘルペスウイルスを含むウイルスの再活性化（带状疱疹等）が報告されていること、症状の発現が認められた場合には、患者に受診するよう説明し、本剤の投与を中断し速やかに適切な処置を行うことが記載されている。オルミエント錠4mgを処方した医療機関Bの医師に連絡し、患者に医療機関Aからバラシクロビルが処方されたことを伝えたと、バラシクロビルの服用が終わるまで、オルミエント錠4mgの服用を中止することになった。

【推定される要因】

患者は、オルミエント錠の服用により、带状疱疹を発症する可能性があること、症状が認められた際は服用を中止することなどについて理解していなかった。オルミエント錠を処方した医師や調剤した薬剤師から説明を受けていなかった可能性がある。

【薬局での取り組み】

带状疱疹の治療薬が処方された際は、併用薬を確認し、患者が治療を受けている全ての疾患・病態について確認する。



その他の情報

オルミエント錠4mg/2mg/1mgの添付文書 2024年8月改訂（第10版）（一部抜粋）

8.重要な基本的注意〈効能共通〉

8.4 ヘルペスウイルスを含むウイルスの再活性化（带状疱疹等）が報告されている。また、日本人関節リウマチ患者で認められた重篤な感染症のうち多くが重篤な带状疱疹であったこと、播種性带状疱疹も認められていることから、ヘルペスウイルス等の再活性化の徴候や症状の発現に注意すること。徴候や症状の発現が認められた場合には、患者に受診するよう説明し、本剤の投与を中断し速やかに適切な処置を行うこと。また、ヘルペスウイルス以外のウイルスの再活性化にも注意すること。



事例のポイント

- 带状疱疹と診断されバラシクロビルが処方された患者のお薬手帳を確認した際、他の医療機関からオルミエント錠4mgが処方されていることを発見した薬剤師が、オルミエント錠によるヘルペスウイルスの再活性化の可能性を疑い、オルミエント錠4mgを処方している医師に情報提供を行った事例である。
- オルミエント錠は、免疫反応に関与するヤヌスキナーゼ（JAK）を阻害するため、感染症に対する宿主免疫能に影響を及ぼす可能性がある。オルミエント錠の医薬品リスク管理計画書（RMP）の患者向け資料^{*}には、「服用中に注意が必要な症状」として、咳、発熱、のどの痛み、寒気、痛みを伴う発疹（带状疱疹）などが挙げられている。
※オルミエント錠の医薬品リスク管理計画書（RMP）の患者向け資料「オルミエントを服用されている方へ」（参照2024年11月20日）
- オルミエント錠のように服用により重篤な副作用が発現する可能性がある薬剤を交付する際は、製薬企業が作成している患者向け資料などを活用し、患者に副作用の症状などを具体的に説明したうえで、症状が現れた時は速やかに医師や薬剤師に相談するよう伝えておくことが重要である。さらに、交付後の患者フォローアップは、副作用の早期発見と早期対応を可能にし、重篤化の回避につながるため、積極的に取り組む必要がある。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表裏が異なる場合がありますのでご注意ください。



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年
No.12
事例3

一般用医薬品等

不適切な使用の回避



事例

【事例の詳細】

パーキンソン病の患者が、鼻閉の症状が出現したため、介護者に一般用医薬品の購入を依頼した。介護者は、鼻づまりに効果があると外箱に記載されているナシビンMスプレーを購入したが、使用に問題がないか気になり、パーキンソン病治療薬の調剤で利用している当薬局に相談した。薬剤師がナシビンMスプレーの添付文書を確認したところ、モノアミン酸化酵素阻害剤等を服用している人には使用しないでくださいと記載があった。患者はエフビー OD錠2.5を服用しているため、ナシビンMスプレーは使用しないよう介護者に説明し、購入した薬局に返品するよう伝えた。さらに、薬剤師が主治医に症状を伝えて往診を依頼した結果、ナゾネックス点鼻液50μg56噴霧用が処方された。

【背景・要因】

患者にエフビー OD錠2.5を交付した薬剤師は、一般用医薬品を購入する前に薬剤師に相談するよう伝えていなかった。患者は、以前にも一般用医薬品の点鼻薬を使用したことがあり、問題なく使用できると思っていた。介護者は、外箱に記載された効能・効果だけを見て薬剤を購入した。

【薬局から報告された改善策】

本事例の患者や介護者には、一般用医薬品を購入する前に主治医や薬剤師に相談するよう説明した。エフビー OD錠2.5は併用禁忌の薬剤が多いため、一般用医薬品を含め、併用に注意する必要がある薬剤をスタッフ間で共有した。



その他の情報

ナシビンMスプレー（第2類医薬品）の添付文書 2015年4月改訂（一部抜粋）

使用上の注意

■してはいけないこと

（守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなります）

1.次の人は使用しないでください

(2) モノアミン酸化酵素阻害剤等を服用している人。

※モノアミン酸化酵素阻害作用等を有する医薬品は以下のようなものがあり、いずれもパーキンソン病の治療に用いられます。また、ゾニサミドはてんかんの治療にも用いられます。

●セレギリン塩酸塩 ●ゾニサミド ●エンタカボン



事例のポイント

- 第2類医薬品を販売する際、薬剤師または登録販売者により情報提供を行うことは努力義務とされているが、購入者は薬剤師や登録販売者に相談せずに第2類医薬品を購入することがある。
- 第2類医薬品であるナシビンMスプレーの添付文書には、「モノアミン酸化酵素阻害剤等を服用している人」は使用してはいけないことが記載されており、モノアミン酸化酵素阻害作用等を有する薬剤の成分名が示されているが、購入者は、服用している医療用医薬品名と照らし合わせて判断することが難しい場合がある。薬剤師や登録販売者は、ナシビンMスプレーの購入者に積極的に関わり、必要な情報を伝え、使用が適切であるかを確認することが重要である。
- パーキンソン病治療薬で選択的モノアミン酸化酵素B (MAO-B) 阻害薬であるセレギリン塩酸塩（エフビー OD錠2.5など）は、併用禁忌の薬剤が多く、一般用医薬品にも該当する薬剤がある。薬剤師は、セレギリン塩酸塩を服用している患者、家族および介護者に、一般用医薬品を含む他の薬剤を服用・使用する際は薬剤師に相談するようあらかじめ説明しておき、定期的に併用薬を確認することが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。

薬事情報センターのページ

「新しく」、「適切な」医薬品等情報の入手と提供（第32回） 『うっかりドーピング』から、アスリートを守る ～情報入手、情報発信について～

薬事情報センターWeb
サイトは、スマートフォン
でも閲覧可能です。



薬事情報センター Webサイト
(スマホ画面)



※本情報は、2024年12月9日現在の知見に基づいて執筆。
※各サイトは、2024年12月9日に確認。
※本原稿は、第43回広島県薬剤師会学術大会発表内容を一部引用。

広島県薬剤師会薬事情報センターでは、DI業務として、医薬品、中毒、ドーピング、及び医学薬学関連情報等の収集や提供を実施しています。情報提供の対象は、一般の広島県民、及び医療関係者です。広島県民からは電話等（アンチ・ドーピングホットラインはFAXまたはEメール）、医療関係者からは電話、FAX、Eメールで相談質疑を受け付け、対応し、加えて薬事情報センター Webサイトを通じて広く情報支援を行っています。

広島県薬剤師会アンチ・ドーピングホットラインは、2005年に発足して以来20年間、広島県におけるアンチ・ドーピング活動の拠点として活動をしてきました。多くのアスリートやスタッフ、医療関係者から信頼いただき、現在も活動を続けております。

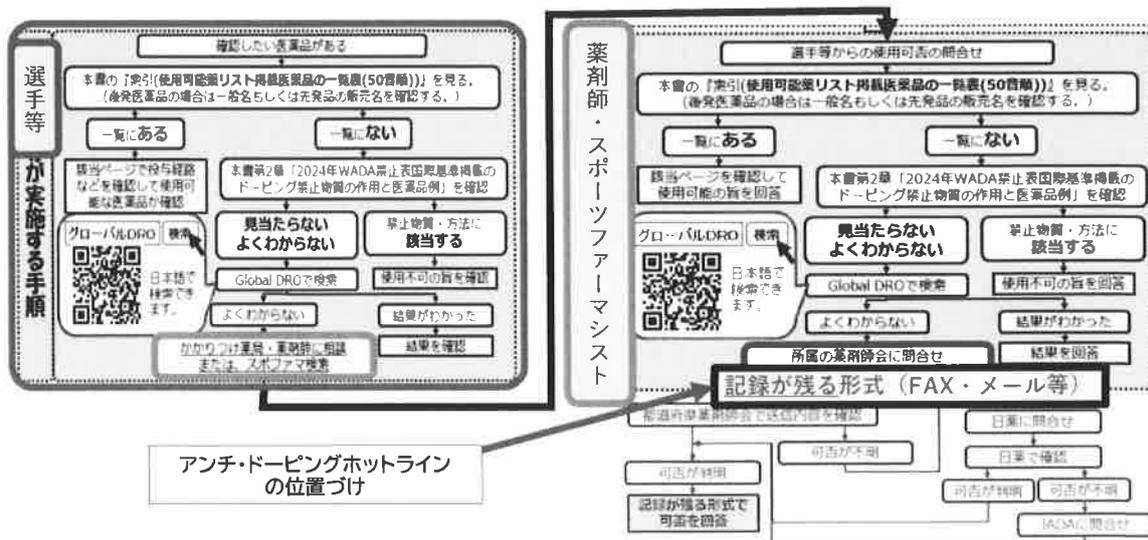
今回は、20年の活動を振り返り、また、日々、薬局に訪れる“スポーツをしているかかりつけ患者さん”を、どうすれば『うっかりドーピングから守れるか』について、ご紹介して参ります。

1. 広島県薬剤師会アンチ・ドーピングホットラインの活動の実際 ～問合せ対応から啓発活動まで（過去20年間の実績）～

まずは、アンチ・ドーピングホットラインの位置づけ（図1）をご紹介します。

図1 薬剤師会アンチ・ドーピングホットラインの位置づけ

「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」（日本薬剤師会）から引用



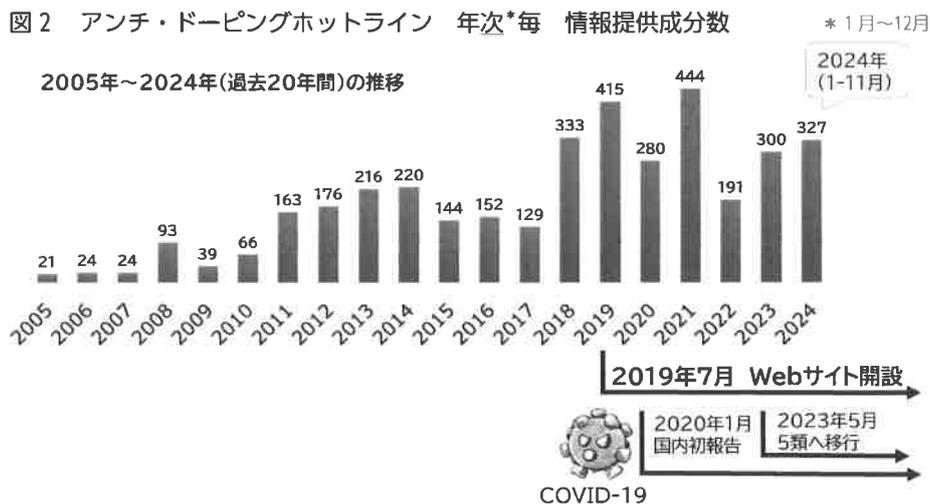
アンチ・ドーピングホットラインの位置づけ

図1に示す通り、選手等は、ドーピング禁止薬か否かを自ら調べ、判断がつかない場合、まずはかかりつけ薬局・薬剤師に相談します。かかりつけ薬局・薬剤師が、判断がつかない場合に、所属薬剤師会のアンチ・ドーピングホットラインに問合せます。謂わば、ドーピング判断における広島県の最後の砦として位置づけられており、日本薬剤師会やJADAと協力し責任をもって回答しています。その際、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の情報サイトや「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」（日本薬剤師会）¹⁾を活用します。

- 1) 日本薬剤師会、『薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック 2024年版』,
<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/anti-doping/about.html>, 2024年12月9日参照

1) 広島県薬剤師会アンチ・ドーピングホットライン 問合せ対応の現状

① 情報提供 成分数の推移 (図2)



2005年に発足後、県内のアスリートやトレーナー、スポーツドクターにアンチ・ドーピングホットラインの存在が次第に伝わり、問合せ数が増えてきました。2019年7月に薬事情報センター Webサイトリニューアルに伴う「アンチ・ドーピングホットライン」サイトの開設後は、更に問合せが増加しました。東京オリンピック2020の事前合宿に関連した問合せもありました。ところが、2020年1月に国内でCOVID-19感染者が報告され、国内外でスポーツ大会が自粛されるに伴い、問合せが減少しました。しかし、2023年5月に5類感染症に移行後は、再びスポーツが盛んに行われるようになり、ホットラインへの問合せも急増しております。

② 情報提供先について

- ・ 質問者の属性は、トレーナーが約4割、薬剤師が2割、次いで選手、医師の順です。
- ・ 病院薬剤部、整形外科クリニック、整形外科病院、スポーツチーム等が、リピーター質問者です。
- ・ 質問者の競技は、サッカー、バレーボール、ハンドボール、テニス等で、20年間では53競技に及んでいます。

③ 情報提供内容について

- ・ 医療用医薬品だけでなく、一般用医薬品、また、漢方薬についての問合せもあります。
- ・ 食品であるサプリメントについても、時に問合せがあります。
- ・ 医師からの問合せは、スポーツドクターとして支援される大会への協力要請やTUE申請の相談等です。

2) アンチ・ドーピング 啓発活動

① 対面での啓発活動

a. スポーツ大会での啓発活動

広島県薬剤師会アンチ・ドーピング活動推進委員会の活動として、各種スポーツ大会において、啓発ブースの出展やドーピング禁止薬の判断のホットライン*として活動しました。

ASTCアジアトライアスロン選手権（廿日市市で開催）では、表1に示す様に2回に渡って大会に協力及び啓発活動を実施しました。2016年には対面で啓発活動を実施したことで、課題発掘もできました²⁾。次いで、2020年にも大会事務局から協力依頼があったため、同様の活動計画を立案しましたが、まさにCOVID-19感染拡大の影響を受け、活動の一部は電子媒体での対応となりました。

*ここでのホットラインとは、ドーピング禁止薬か否かを判定する作業

表1 ASTC アジアトライアスロン選手権におけるアンチ・ドーピング啓発活動
～2016年、2020年の比較～

開催年	開催前の活動	大会当日の活動
2016年	<ul style="list-style-type: none"> ・選手宿泊ホテルの常備薬チェック ⇒医薬品リストのチェック ・周辺薬局／薬店でのアンチ・ドーピング啓発 ⇒研修会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発ブース出展 ・ホットライン*を会場に開設
2020年	<ul style="list-style-type: none"> ・選手宿泊ホテルの常備薬チェック ⇒医薬品リストのチェック ・周辺薬局／薬店でのアンチ・ドーピング啓発 ⇒研修会を開催予定したが中止 ⇒啓発動画を作成・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発ブース出展 ⇒中止 ・ホットライン*を会場に開設 ⇒薬事情報センターで対応

*ホットラインとは、その場でドーピング禁止薬か否かを判定する作業

2) 泉谷悟ほか(広島県薬剤師会 アンチ・ドーピング活動推進委員会). ASTCアジアトライアスロン選手権2016/廿日市におけるアンチ・ドーピング活動報告. 日本薬剤師会雑誌 2018: 70: 31-32.

b. 講演を通じた啓発活動

この20年間で、スポーツトレーナー協会所属のトレーナー向けに薬事情報センター職員による講演や、アンチ・ドーピング活動推進委員からのスポーツチーム選手への講習、県民公開講座の企画開催、薬剤師向け研修会の開催等を実施してきました。これら講演を通じて、県民や薬剤師に對面で啓発活動を行っております。

② 電子媒体を利用した啓発活動

a. Webサイトからの発信

薬事情報センター Webサイト内に「アンチ・ドーピングホットライン」のサイトを開設し、ホットラインへの問合せ方法、各種関連サイトのリンク集を掲載し、ドーピングに関する情報発信を実施しています。加えて、県民にもわかりやすく伝えるために啓発用まんが(図3)を作成、掲載しております。

b. メールマガジンの配信

各種啓発活動を行うには、スポーツに関心のある薬剤師と連携することが必要です。そこで、アンチ・ドーピング活動推進委員会では、スポーツファーマシストだけでなく薬剤師を対象に、月に1回以上、最近のトピックス等を中心にメールマガジンを配信することを決定し、2019年から開始しました。現在までに、70回の配信を行っております。

☆関心のある方は、後述「アンチ・ドーピングメールマガジン 登録方法」を参照され、ご登録下さい。

c. オンラインセミナーの開催

スポーツファーマシストを対象に、JADA主催オンラインセミナーを開催しました(延べ9回)。

図3 県民向けアンチ・ドーピング啓発まんが

薬事情報センター>アンチ・ドーピングホットライン>まんがで学ぶお薬のこと

お薬まんが「うっかりドーピング」編

アンチ・ドーピングのルールにおいて、スポーツの中で禁止されている物質と方法があります。これらは全世界、全スポーツ統一のルールであり、「禁止表国際基準」と呼ばれる表に記載されています。

スポーツにおいて、すべての薬の使用が禁止されているわけではありません。禁止物質や禁止方法に該当しないものであれば用法用量を守り、使用することができます。

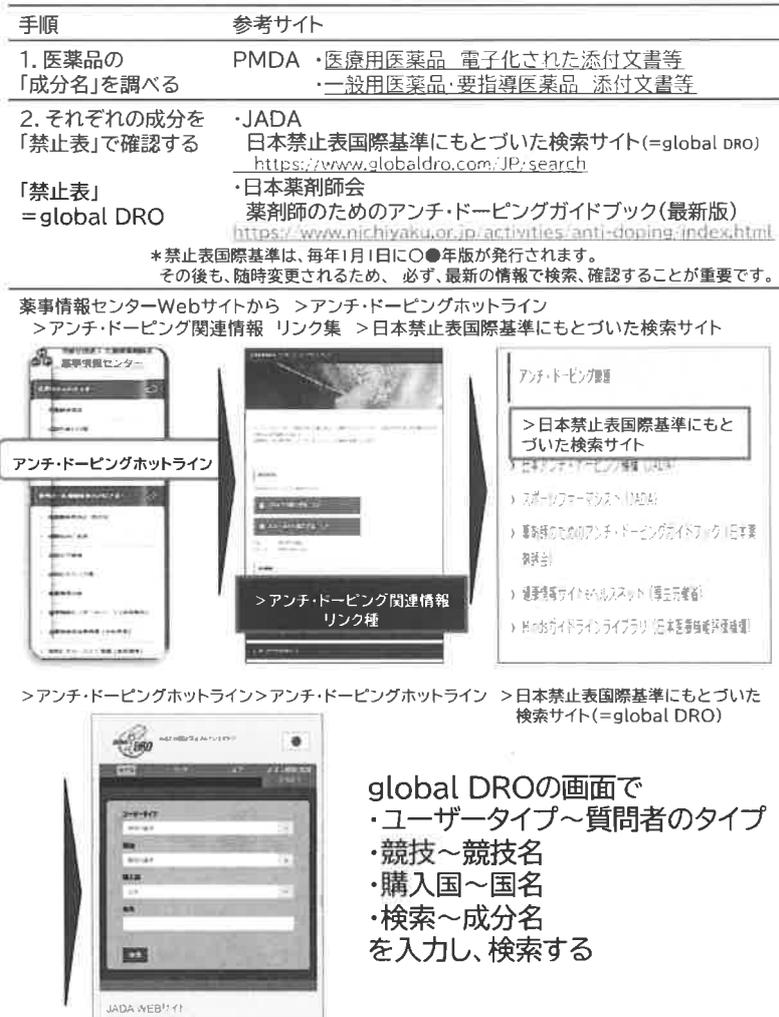
従って、体調が悪い時、けがをしてしまった時等に薬を使用する場合は、使用する前に、禁止物質や禁止方法ではないか確認が必要です。医師や薬剤師に相談をしましょう。

<https://www.hiroyaku.jp/di/cartoon/626/>

2. ドーピングか否かを判定する具体的な検索方法

アスリートが服用する医薬品を「禁止表国際基準 (global DRO)」で、成分毎に確認します (図4)。

図4 ドーピング判定の手順



その際の注意点として、①スポーツによって禁止されている成分も異なるため、スポーツの種類も確認が必要です。また、②競技会時、競技会外でも禁止か否かが異なります。加えて、③一般用医薬品では、商品名が似通ったものが多く、それぞれの含有成分が異なるため、確実な名称を確認する必要があります。本県薬会誌「お薬相談電話事例集 No.151」でもご紹介している通り、必ず、EメールかFAXで、正確な情報を入手します。

判断においては、図4に示す禁止表国際基準 (global DRO) を使って、随時確認します。参考資料として、日本薬剤師会が発行している「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック (最新版)」を使用できます。但し、禁止表国際基準は、毎年1月1日に改訂され発行されます。その後も、随時変更されることがあるため、必ず、最新の情報で確認することが重要です。

尚、アンチ・ドーピングのルールにおいては、禁止されているのは「物質」だけでなく、「方法」もあります。「方法」には、輸血や静脈内注射、遺伝子/細胞ドーピング等があります。詳細は、「(最新版)禁止表国際基準」に掲載されている「物質」と「方法」をご確認ください。

但し、治療のためにどうしても禁止物質を使用するときは、事前にTUE (治療使用特例) 申請をして使用することができます。TUE申請含め、医療関係者としてアンチ・ドーピングに関わることの詳細については、JADA (日本アンチ・ドーピング機構)「医療関係の方」のWebサイトをご参照ください。

医療関係者の方 (JADA) <https://www.playtruejapan.org/medical/>

【選手のための教育受講について】

2023年度より国体・国スポにおけるアンチ・ドーピング教育の受講が義務化されました。日本スポーツ協会（JSPO）のサイトで、動画が紹介されています。将来のトップアスリートにも是非、ご紹介ください。

JADA作成 アンチ・ドーピング教育動画（JSPO）	https://www.japan-sports.or.jp/medicine/doping/tabid1395.html
-------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

最後に

まずは、かかりつけ薬局・薬剤師が、かかりつけ患者さんを『うっかりドーピング』から守る上で、大変重要な役割者となります。スポーツファーマシストやアンチ・ドーピングホットラインに相談しながら、正確な情報提供を実施し、『うっかりドーピング』からアスリートを守りましょう。

また、今年はスポーツ大会で、啓発ブースを設置する計画を企画中です。詳細が決まり次第ご連絡させていただきます。是非、一緒に活動しましょう。

謝意

これら活動において、広島県薬剤師会アンチ・ドーピング活動推進委員会の委員の先生方、広島県で、アンチ・ドーピングについて先駆けとして活動され、県内のプロスポーツ団体等からも信頼を得るなど、礎を築いて下さった前薬事情報センター長の原田修江先生、そして現在、アンチ・ドーピングホットラインを中心的に活動している薬事情報センター永野利香先生に、あらためて、深く感謝申し上げます。

本稿の内容は、第43回広島県薬剤師会学術大会（2024年10月27日開催）にて発表した内容を一部引用しております。

ご案内

1. アンチ・ドーピング メールマガジンの登録方法

◆メールマガジンの概要

提供情報	アンチ・ドーピングに関する情報等をタイムリーに提供 ・違反事例、禁止物質混入情報等 ・QA 事例等 ・研修会、講習会等情報 ・スポーツファーマシストの活動の場 関連情報
提供方法	Eメール（月1回程度）
登録対象者	広島県薬剤師会会員で、アンチ・ドーピングに興味のある方 ※スポーツファーマシストでなくても登録可能です。

◆メールマガジン登録方法

次の項目（8項目）を確認し、Eメールにて登録下さい。

Eメール件名	「アンチ・ドーピング メールマガジン登録」
Eメール送付先	anti-doping@hiroyaku.or.jp
記載事項	① 氏名およびふりがな
	② 登録用 E メールアドレス
	③ 勤務先、ご所属
	④ 連絡先 電話番号
	⑤ 所属地域薬剤師会名
	⑥ 興味のあるスポーツ
	⑦ スポーツファーマシスト認定取得（はい/いいえ）
	⑧ 備考（スポーツファーマシストとしての活動実績等）



2. 薬事情報センター Web サイトでは、公的機関等が発信している情報の『お役立ちリンク集』を掲載しております。是非、ご利用下さい。

薬事情報センター Web サイト > お役立ちリンク集
<https://hiroyaku.jp/di/links/>



大分類	リンクされている情報
感染症情報	広島県のローカル情報、感染症関連情報、AMR 等
医薬品適正使用情報	医薬品の安全性関連、妊娠・授乳と薬情報
プレアボイド関連サイト	薬局ヒヤリ・ハット事例、医療事故情報事例
医薬品情報データベース	医療用医薬品情報検索／一般用医薬品情報検索、承認情報、新薬情報、保険適応、適応外保険適用、セルフメディケーション、文献検索 (J-STAGE、CiNii)
★ 医薬品関連サイト	厚生労働省、PMDA、製薬協、日薬連、日漢協、PhRMA、ジェネリック製薬協
医療関連サイト	各種疾患病態治療に係る情報、Minds ガイドラインライブラリ
もっと知りたいお薬のこと	<u>県民向けにわかりやすい内容で、患者説明時に活用できる</u> 薬のしおり、セルフメディケーション、健康食品、健康情報、 海外渡航時の医薬品の携帯持込等、海外渡航時感染症
医療相談・医療機関検索	<u>県民向けに相談先を紹介</u> 医療安全支援センター、心の電話相談、医療機関検索
中毒情報検索	<u>中毒発生時の一次対応情報</u> (中毒情報センター)、食中毒
★ アンチ・ドーピング関連	ドーピング禁止薬検索サイト、薬剤師のためのガイドブック、 スポーツファーマシスト検索、関係機関

【本件に関する問合せ先】：

広島県薬剤師会 薬事情報センター 「アンチ・ドーピングホットライン」
 電話：082-567-6055、 Web サイト：<https://www.hiroyaku.jp/di/hotline/>

お薬相談電話 事例集 No.151

薬事情報センター

『飲んでる薬大丈夫？』
～アンチ・ドーピングホットラインの回答例～

Q. モディオダールはドーピングにひっかかりますか？

※2024年11月時点での情報にもとづき回答作成。

A.

ドーピングに関するご質問に対して、回答いたします。

競技：●●、性別：●●、年代：●●、使用状況：●●

問合せ製品：1) モディオダール錠100mg

(製造販売元/アルフレッサ ファーマ、販売元/田辺三菱製薬、提携先/Cephalon)

有効成分：モダフィニル

回答：

上記製品1)の有効成分は、2024年WADA禁止表国際基準における「競技会(時)に禁止される物質S6 興奮薬」に該当します。(2024年11月26日現在)

禁止表に掲載されている禁止物質を治療目的のために使用せざるを得ない場合、所定の手続きによって治療使用特例(TUE)を申請し、認められれば、例外的にその禁止物質・方法を使用できます。

【書式、参考サイト】

(公財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)サイト → 治療目的で禁止物質を使うときは？

<https://www.playtruejapan.org/code/rule/treatment.html>

JADAアスリート向けサイト「クリーンスポーツ・アスリートサイト」

→ WHAT → 健康を守るため → 薬の使用及び治療使用特例(TUE)

<https://www.realchampion.jp/what/health/tue/>

→ RESOURCES → TUE(治療使用特例)に関する書式

<https://www.realchampion.jp/resources/000162.html>

なお、競技による独自の規制や、競技団体が独自に禁止物質を定めている場合もありますので、各競技団体へのご確認を推奨します。

■最新情報の共有について

2024年禁止表国際基準(日本語/英語 併記)が公開されています。

https://www.playtruejapan.org/entry_img/2024_prohibited_List_jpn.pdf

■国際総合大会等に参加するアスリートに向けた注意喚起について

(一社)日本スポーツフェアネス推進機構(J-Fairness)サイトにアスリート向け動画(飲食/薬/TUE/サプリメント編)が公開されています。ご参照下さい。

<https://www.j-fairness.org/notice/764wywwwjgzo>

【解説】

ドーピングに関するお問合せは、電話では受け付けておりません。成分を正確に把握しないと正しい情報提供ができないため、必要事項を記載した文書で改めてのお問合せをお願いしています。具体的には、質問者の氏名、電話番号、所属施設名、属性(薬剤師、選手等)や、使用者の所属競技団体名、競技名、性別、年齢、使用状況(未使用・使用中・過去に使用)を確認します。その上で、上記の形式で文書で回答します。

問合せ製品が禁止表に掲載されている禁止物質に該当した場合は、その旨を回答します。加えて、治療目的のために使用せざるを得ない場合の対応方法（治療使用特例（TUE））について、情報提供をします。さらに、最新情報や、有用なサイトなどのご案内も付記しています。

なお、判断のもととなる禁止表国際基準は、少なくとも毎年1回は改定され、その年の1月1日から12月31日まで有効となっていますが、随時マイナーチェンジもされるので、最新の知識が必要となります。

【参考資料、サイト】

- 1) 公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構：globalDRO,
<https://www.globaldro.com/JP/search>, 2024年11月26日参照

